⑶　東海農政局におけ土木一式工事に係る平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格の確認を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　東海農政局における土木一式工事に係る一般競争参加資格の確認の際に客観事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。

⑹　入札説明書に示す技術提案の評価が、適正であること。

⑺　施工実績　平成13年度から平成27年度（過去15年度間）に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。

また、経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

同種工事とは、水路工事（管水路工事を除く。）を施工実績とする。

ただし、完成した農林水産省発注工事の工事成績が65点未満のものを除く。

⑻　配置予定技術者

①　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここで同等以上の資格を有する者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第２号で定めている者のうち、１級土木施工管理技士以外の者とする。

イ　平成13年度から平成27年度（過去15年度間）に、上記２の⑺に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、工事の経験とは、全工事期間に従事することを原則とするが、同種工事の工事期間の３分の２以上又は、同一工事で１年以上の従事したことが確認できること。

ウ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）であること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が監理技術者、その他の者を主任技術者として配置するものとし、このうち１人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工実績を有すること。

エ　入札参加希望者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

②　次に掲げる期間については、専任性を義務づけない。

ア　契約締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）

イ　現場施工に着手していない期間。

ただし、当該期間中においては、現場の維持管理及び保安管理は受注者が責任をもって実施しなければならない。

ウ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に中止している期間。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15海総第456号（理））」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料の提出等。

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等。

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等。

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」（技術提案）の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングにより、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の②の評価項目について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が最も高い者に50点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅱ型及び施工体制確認型の試行）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、上記３の⑶の①のア及びイを満たす者、かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。